

令和2年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和2年12月 3日 午前10:00

○散 会 午後 2:16

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	7番 鐙 仁 志
8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎	10番 佐 藤 義 久
11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男	13番 堀 井 克 見
14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟	16番 大 谷 貞 廣
17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武	

○欠席議員（1名）

なし

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
学校教育課長 山 田 敬 輔	市 民 課 長 米 谷 裕 二
幼児教育課長 櫻 庭 仁	産 業 課 長 佐々木 涉
都市建設課長 畠 山 修	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二	議会事務局次長 鈴木 学
---------------	--------------

令和2年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和2年12月 3日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分です。質問の最初は質問席にて、再質問から自席において行います。

本日の発言の順序は、7番 鑑 仁志議員、15番 小林 悟議員、10番 佐藤 義久議員、11番 伊藤 正吉議員の順に行います。

7番 鑑 仁志議員の発言を許します。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。7番の鑑 仁志です。

私からコロナ対策、申請書類の一元化、結婚新生活支援事業に対して3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目のコロナ対策について伺います。

国難と言うべきコロナウイルス感染症は、経済、雇用への影響が甚大であるとともに、医療崩壊の懸念も強まっている現状である。秋田県は既に73名の感染者となっており、収束は遠のいている。さて近隣3町、井川町、八郎潟町、五城目町のコロナ対策事業を3町の担当者に伺ったところ、井川町では0歳から中学生まで1万円、高校1年生に2万円、2年生、3年生に3万円、ひとり親世帯で子ども1人の場合は3万円、子ども2人の場合は6万円、県外大学生に10万円、県内大学生に5万円の支給をしている。八郎潟町では、6月に全町民に商品券3,000円、10月に全町民に1万円、高校生に3万円、大学生に5万円の支給をしている。五城目町では、全町民に商品券1万円とマスク2枚ずつ配布、10月に高校生に2万円、さらに全世帯に灯油代として12月に1万円の補助である。また男鹿、大仙、にかほ、三種町等、宿泊施設に補助事業が盛んである。それらを含めてストレートに伺います。

それでは、質問致します。

①潟上市では、住民に対して現金または商品券、その他の支給は今後対策としてあるのか。

2つ目、潟上市の宿泊施設などに助成はあるのか伺います。

次に2つ目。申請書類等の一元化についてであります。

能代市では最近、家族が亡くなった際、ご遺族の負担を軽減しようとご遺族支援コーナーを開設、専用スタッフが1日3組限定で予約受付とのこと。死亡に関する38種類もの多岐にわたる書類の申請や届け出等、窓口1カ所で片付けられるものなら、我が潟上市でもぜひにと願うものです。

そこで、質問致します。

①何度も来庁する手間を省くため、必要事項のチェックシート、ハンドブック等を作成し、火葬許可証と一緒に手渡す方法。

②死亡手続き支援窓口の決定など、当局の一考を求めるものです。

次に3つ目。結婚新生活支援事業についてであります。25歳から34歳の未婚者が独身でいる理由の1つとして、結婚資金が足りないと経済的理由を挙げているという。政府では、来年度から60万円を上限として、結婚新生活支援事業を実施する市町村に住み、新たに婚姻届けを出した夫婦に対して、家賃や敷金、礼金、引越し代などの新生活にかかる費用を補助するとの発表である。秋田県では現在、秋田、大館、湯沢、大仙、八峰、五城目、上小阿仁の7市町村だけである。補助の半分を自治体が負担することから増えない要因となっていると言えます。年齢の条件は34歳以下から39歳以下となり、世帯年収も480万円未満から540万円未満と上限が緩和されてきている。若者の定住を願うためにも、支援事業を活発化させたいものとする。

そこで、質問致します。

①潟上市では、婚姻届けを出した夫婦に対して、どのような祝意を行っているのか。

②この結婚新生活支援事業に対しての考えを伺うものであります。

以上です。明快なご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 7番 仁志議員の一般質問の1つ目、コロナ対策についてと3つ目、結婚新生活支援事業についてお答え致します。

ご質問の1点目、潟上市では住民に対して現金又は商品券その他の支給は今後対策と

してあるのか、そしてご質問の2点目、宿泊施設への助成についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、潟上市では、これまで国や県の各種施策との連携により、市民1人あたり10万円を支給する特別定額給付金事業や、感染拡大による影響を受けた市内事業者に対して、事業継続支援をするための潟上市事業継続支援金、新たな事業展開を支援するための潟上市飲食店コロナ対策支援金、資金繰りに苦慮している中小事業者のための県制度資金に対する利子補給事業、県外に在籍する学生等の皆さんを支援するための県外大学生等応援事業、そのほかひとり親世帯、子育て世帯等への給付金事業など、様々な対策を講じてきており、ご質問の2点目にありますような宿泊施設などを限定とする支援ではなく、全市民または事業者全般に対して広く支援を行ってきたところがございます。市としましては、現在のところ、これまでの支援策に加えたさらなる現金支給等の支援策は予定しておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況はまだまだ予断を許さない状況が続いていることから、この後の国の第3次補正予算等の状況も勘案しながら、必要に応じて対応を検討してまいります。

続きまして一般質問の3つ目、結婚新生活支援事業についてお答え致します。

ご質問の1点目、婚姻届けを提出されたご夫婦に対しての祝意につきましては、特段の取り決めとしてご用意しているものはございませんが、窓口対応の一環としまして、職員よりお祝いの言葉をお伝えさせていただいております。

ご質問の2点目、結婚新生活支援事業に対する考えにつきまして、経済的な理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、国では2015年に結婚新生活支援事業を創設しております。これは、婚姻に伴う住宅取得費用や賃貸住宅の敷金・礼金・仲介手数料等の費用や新居への引越し費用を補助するもので、現在、1世帯あたりの補助上限額は30万円、対象となる世帯収入は480万円未満であります。新たに結婚した世帯が対象となります。これに対する国の補助率は2分の1となっております。本事業については、県内で7市町村の実施にとどまるなど、全国的にも利用率が低い状況となっていることから、内閣府では、令和3年度から対象要件の緩和を図るとしているところです。本市において、潟上市総合戦略の策定にあたり、結婚に関するアンケートを市民1,000人に対して行ったところ、未婚の理由として最も多かったものに、適当な相手にめぐり合わないからをあげた方が49.1%となりました。また本事業では、定量的成果目標として婚姻率の上昇も求められている

ことから、本市においては、まず結婚を望む方が理想とする相手とめぐり会うことができる事業の推進に重点を置き、結婚サポーターによる地域での活動をはじめ、あきた結婚支援センターへの入会登録料助成や出会いの場を創出する事業への助成などを実施してきたものであります。これらのことから、結婚新生活支援事業の実施は現在のところ考えておりませんが、今後も結婚を取り巻く状況などを考慮しながら、出会いと結婚への支援策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い致します。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○菅原市民生活部長（菅原 剛） 7番鑑 仁志議員の一般質問の2つ目、申請書類等の一元化についてお答え致します。

ご質問の1点目、何度も来庁する手間を省くため、必要事項のチェックシート、ハンドブック等を作成し火葬許可証と一緒に手渡す方法と、ご質問の2点目、死亡手続き支援窓口の決定については、関連がございますので合わせてお答え致します。

本市では、死亡届の手続きに来られたご遺族には、今後必要な手続きを記載したチェックシートを作成し、届け出を受理した際に埋火葬許可証と一緒にお渡ししております。チェックシートには年金や医療保険、火葬場使用助成金、福祉関係の手続きの項目について記載しており、手続きに来られる際に持参していただくもの、連絡先等を記載しておりますので、必要な手続きを確認していただけるものとなっております。また、後日手続きに来られた際にも手続き漏れがないように、それぞれのご案内シートを作成し、市民課窓口での手続き終了後、市民課職員が関係する部署へ案内しております。市と致しましては、支援窓口の設置は予定しておりませんが、これまでどおりチェックシート等により各担当への案内がスムーズに進むよう、引き続きサポートしてまいりますのでご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 7番鑑議員、再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（西村 武） ありません。はい。これをもって、7番鑑 仁志議員の質問を終わります。

次に、15番小林 悟議員の発言を許します。15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） おはようございます。15番小林でございます。私から2つを質問致します。

1つ目は、民間事業者設置の追分地区放課後児童クラブの運営状況と市の対応について。2つ目は、これからのまちづくりについてであります。

それでは1つ目。民間事業者設置の追分地区放課後児童クラブの運営状況と市の対応について。

先般、追分地区において民間事業者による放課後児童クラブが設置、運営されておりますが、この放課後児童クラブの現在の運営状況と市の対応についてお伺い致します。

1) 今現在の利用児童数と保育支援員の人数をお知らせください。今年度、賃借料、保育支援員の人件費に対して、運営費補助金が交付されることになっていると思いますが、交付の条件及び交付予定額等についてお知らせください。また、来年度以降の市の対応についてもお伺い致します。

2) 民間事業者からの設置の話があった時点で、地域にどれくらいのニーズがあるのか、市としての事前調査はどうであったのかお伺い致します。施設の整備費に対して国、県、市の多額の財源が投入されました。また運営費に対して、本年度以降も貴重な財源が投入されることになるとすれば、事前事業実施の前の調査とその結果による的確な判断を要したのではないかと思います。市長の見解をお伺い致します。

3) 放課後児童クラブは、児童の施設への移動時の安全を考慮して、学校内あるいは学校の近くに設置されております。児童の保護者の方々からは様々な要望があるかもしれませんが、移動時の安全確保、施設の充足度、現施設の対応の改善等を考慮するなど総合的な判断が必要だと思えます。今後もこのようなケースがほかの地域にできた場合、市としての対応についてお伺い致します。

次に2つ目。これからのまちづくりについて。

第2次潟上市都市計画マスタープランが策定されております。潟上市のこれからのまちづくりの指針となるものであります。市長におかれましては、このマスタープランに基づいて、これからの潟上市のまちづくりを進めていかれるものと期待しているところではありますが、改めて市長の考えをお伺い致します。

1) 都市環境の整備方針として、市民センター（仮称）の整備が謳われております。今年度天王市民センター（仮称）が整備されますが、昭和・飯田川地区の市民センター構想について市長のお考えをお聞かせください。

2) 昭和・飯田川地域の地域づくりの整備方針の生活コミュニティ拠点、交流拠点の記述に昭和大久保地区のことが一言も触れられておりません。昨年9月、都市計画

地域説明会が開催されましたが、このことについて、参加した多くの地域住民からおかしいのではないかという意見が出されております。地域の声は市長に届いておりますか。大久保地区の生活コミュニティ拠点、交流拠点について、市長はどのように考えているのかお伺い致します。

3) 昭和・飯田川地域の地域づくりの目標の1つ、地域資源のネットワーク化による地域活性化。地域づくりの整備方針の交流拠点の中に、民間施設であるブルーホールの記述がありますが、私もブルーホールは潟上市の地域活性化のための貴重な地域資源であると思います。市としてこのブルーホールをどのように活用していきたいのか、市長の考えをお聞かせください。

4) 計画の位置づけの中の個別都市計画に、第1次にはなかった地区計画が加えられております。ご存知のように、昭和地区は人口の減少が続いておりますが、この地区計画を積極的に推進することにより、人口の増加を見込めるのではないかと思います。地区計画について、市長はどのようなお考えを持っておられるのかお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） 15番小林 悟議員の一般質問の1つ目、民間事業者設置の追分地区放課後児童クラブの運営状況と市の対応についてお答え致します。

ご質問の1)の1点目、今現在の利用児童数と保育支援員の人数についてお答え致します。

追分地区において、民間事業者が開設しました満点キッズクラブの11月1日現在の利用児童数は3名で、支援員2名で事業運営をしております。

ご質問の1)の2点目、運営費補助金の交付の条件及び交付予定額についてお答え致します。

民間事業者による事業運営に対しては、児童福祉法の規定に基づき、潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定めた条件を満たしている場合に、放課後児童健全育成事業費補助金として交付し、国及び県の補助率は補助基準額のそれぞれ3分の1であります。この補助事業は、待機児童が見込まれる状態又は待機児童解消を図るとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスの提供と民間事業者の育成を図ることを目的とするものであります。交付予定額につきましては、本年6月補正予算において計上しました予算額1,623万9,000円に対し、事業申請により1,425万

4,000円の交付予定であります。今後、年度末において年間の事業運営の実績により精算することとなります。

ご質問の1)の3点目、来年度以降の市の対応についてお答え致します。

事業者からは、継続的に放課後児童健全育成事業の運営の申し出があり、令和3年度においても事業を継続実施できるものと考えておりますが、市としましては、適正な運営状況にあるのか、児童の受け入れ状況など、事業内容を十分審査したいと考えております。

ご質問の2)の1点目、地域にどのくらいのニーズがあるのか、市としての事前の調査はどうだったのかについてお答え致します。

地域のニーズ調査については、第2期潟上市子ども・子育て支援事業計画を策定する前の平成30年度に、子ども・子育てに関する調査を実施しております。調査結果では、追分地区の児童数の動向や保護者の就労状況等から、今後は更に追分地区での放課後児童クラブの利用ニーズが高まるという分析をしております。また保護者等の自由意見では、保育時間の延長や開所日を増やすなどを求める声が多数ありました。

ご質問の2)の2点目、事業実施の前の調査とその結果による的確な判断についてお答え致します。

放課後児童健全育成事業費補助金は、潟上市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に規定された当該事業を実施している民間等の事業者に対する補助事業であります。当該の民間事業者の事業開始については、事前協議の段階で、厚生労働省令で定めた事業開始に必要な書類審査、具体的には、事業計画、収支予算案、保育施設の内容等を精査した上で、国及び県の確認を受けております。そのうえで補助金交付に当たっては、潟上市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定に照らして、本事業の設備及び運営に関する基準を遵守することができる事業者であると判断しております。このことにより、ご質問の1点目で述べたとおり、多様なニーズに対応できる保育サービスを民間事業者と連携した、本市の保育サービスの向上に向けた取り組みの1つと捉えております。

ご質問の3)の、今後もこのようなケースが他地域で出てきた場合の市としての対応についてお答え致します。

今後の出生数、就学前施設の児童数や、放課後児童クラブの利用者数の推移から試算しますと、追分地区以外の放課後児童保育の見込み量は減少傾向にあり、現段階では

今後、現在ある公設民営の放課後児童クラブの体制で継続的な運営が可能と考えております。しかしながら今後、仮に民間事業者による事業開始の相談があった場合には、児童福祉法及び潟上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者の多様化する保育ニーズの地域状況を総合的に勘案しながら市として対応することとなります。

以上であります。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） それでは、小林 悟議員の一般質問の2つ目、これからのまちづくりについてお答え致します。

ご質問の1点目、昭和・飯田川地区の市民センター構想についてお答え致します。

今年度、整備を進めております天王市民センター（仮称）は、老朽化した天王公民館の建て替えという性格とともに、生涯学習を含む市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い、交流できる施設を目指しており、その利用対象は、天王地区に限らず潟上市全域に及ぶものと考えております。したがって、昭和・飯田川地区の市民センター構想につきましては、現在のところ具体的な計画はございませんが、今後、天王市民センター（仮称）の利用開始後に、その利用状況や、昭和・飯田川地区公民館との機能分担、財政状況等を総合的に勘案しつつ、議員各位や市民の皆さまのご意見を踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。

ご質問の2点目、昭和・飯田川地域の地域づくりの整備方針の生活・コミュニティ拠点、交流拠点についてお答え致します。

第2次潟上市都市計画マスタープランにおいて、本市が目指す多核ネットワーク型都市形成の核となるエリアに拠点を設定しており、その配置につきましては、第1次都市計画マスタープランを継承しております。その中で、住宅や公共公益施設等の集積度が高い各出張所周辺を地域拠点、JR出戸浜駅、天王駅、羽後飯塚駅、市多目的交流施設の各周辺を生活コミュニティ拠点としております。生活コミュニティ拠点は、地域拠点を補完する役割として位置づけておりますがどちらも住環境や生活サービス機能を充実していくという点においては共通しており、昭和大久保地区は、出張所とJR大久保駅が近いことから地域拠点にまとめております。また交流拠点についてありますが、市内外から観光客が訪れ、交流人口の増加が見込める天王グリーンランド、ブルーホール、ブルームッセあきたの各周辺に設定したものであり、必ずしも各

地区に置かなければならないという意味合いではないことをご理解いただきたいと思います。

次にご質問の3点目、市として、ブルーホールをどのように活用していきたいのかについてお答え致します。

ブルーホールは、日本酒の醸造蔵をリノベーションした民間事業者が運営する写真ギャラリーであります。現在も様々なアーティストによる企画展示ほか、各種講演会、コンサートも開催されており、酒蔵と写真が楽しめる地域の文化観光のスポットであります。ご質問のとおり、第2次潟上市都市計画マスタープランにおける地域づくりの方針では、ブルーホールのほかブルーメッセあきた、天王グリーンランドを交流拠点施設として位置づけ、交流人口の増加と地域活性化を図っていくこととしております。平成26年に秋田県で開催されました第29回国民文化祭・あきた2014では、潟上市主催事業として自然と暮らす・日本の原風景写真コンテストの入選作品の展示及び表彰式等を実施しております。以上のことから、ブルーホールは、芸術文化の発信や芸術文化のみならず、飯田川地区の観光拠点としての要素も含んでおりますので、引き続き運営側と連携して、市内外の芸術文化関係者の活動の場としての活用のほか、観光資源としても行政として重要であると考えております。

ご質問の4点目、地区計画についてお答え致します。

地区計画は、都市計画法で定められた制度で、地区を単位として土地利用や整備の方針等に基づき、道路や公園等の配置や建築物の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画で、本市には5つの地区計画、街道下地区、豊川竜毛地区、阿弥陀堂地区、元木山四季の街、昭和工業団地があります。昭和工業団地を除き、いずれも良好な市街地形成を図ることを目標に整備計画が定められております。しかしながら、県土地開発公社により開発、分譲されました元木山四季の街以外は民間の開発事業者に頼るところが大きく、厳しい経済状況の下進捗していないのが現状であります。今後、人口減少と少子高齢化の進行が加速していく予想もある中で、国は、市街地拡大を抑制する方向に向かっており、本市においても、地区ごとの将来人口・世帯数や宅地必要面積等を検証し、都市計画の見直しの中で地区計画のあり方も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） 15番小林議員、再質問ありますか。15番小林議員。

○15番（小林 悟） 最初の1つ目なのですが、先ほど利用している人が3人と、

そして支援員が2人という話をされましたけれど、この間、どういうわけか偶然私が質問する前に、新聞で潟上市初の児童クラブということで掲載されておりました。この中にはスタッフが3人と書いておりますけれど、支援員の2人とこの違いは何ですかこれ。ちょっとお聞かせください。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

3人というスタッフですが、それは代表者も含めて3人ということで、支援員はあくまでも2名ということであります。

以上であります。

○議長（西村 武） 15番小林議員。

○15番（小林 悟） この地区、追分地区ですけれども、児童クラブが平成17年から初めてできたように新聞には書かれていますけれども。この児童クラブは、ほかに前からあったような話はしていますけれども、これ児童クラブは平成17年初めてできたわけではないと思いますが、この辺の歴史はどうなっていますか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

追分の児童クラブに関しましては、平成17年は、潟上市としての児童クラブということで合併後のことでありまして、旧天王町のときに、天王町時代最初の児童クラブとして追分児童館の方に、正確なのは確か平成10年ごろにということ、歴史としては二十年余の歴史があるクラブでございます。

○議長（西村 武） 15番小林議員。

○15番（小林 悟） それともうひとつ聞きたいのですけれども、今追分児童クラブは公営ですけれども。新聞によりますと手いっぱいということを書かれましたけれども、我々視察に行ったときは7割くらいの入居者で、余裕があるというような話を聞いていましたけれども、実際公営の施設は、もうぎりぎり余裕がないということなのでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

総務委員会の皆様で現場視察をこの間されたと思いますが、そのときもお話しましたが、基本的に登録者数はまず定員オーバーしておりますが、現実的に平日の利用者数

は90名から100名程度ということでありまして、あくまでも登録者数はちょっとオーバーしておりますが、平日はそのような形である程度基準を満たしているということになっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 15番小林議員。

○15番（小林 悟） そうすると、新聞に書かれていることは全く当てはまらないような感じがしますけれども。新聞社にそういう説明をされたのか、その辺は大変奇異に感じますけれども。そして公営施設は、民間の方が1時間遅くまでやるということになっていきますけれども。公設の児童クラブも、もう1時間半くらい延ばせないものなのですか。この辺どうでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

いずれ我々もその調査、平成30年度調査も踏まえまして、この間午後7時半までということで延長したばかりでございますので、その点のもう1時間の延長につきまして、またこの後検討材料とさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（西村 武） 15番小林議員。

○15番（小林 悟） 新聞には最後に書かれていますけれども、利用者が確保できなければ、事業を続けるのは難しいと書かれていました。今3人しかおられない、この後20人くらい入るような登録するとしていきますけれども、実際何人くらいいればこの現状の民営の事業所が間に合うというかペイできるのものなののでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答えします。

今どのくらい的人数がいればペイできるかということではありますが、我々も、その詳細な部分までペイできるかという部分はちょっと計算したことがありませんので、まだ予定ではありますが、追分児童クラブも来年度はかなりの人数が見込まれるということですので、この後事業計画等もまたさらに提出されますので、それも踏まえながら来年度の事業で追分児童クラブ、満点キッズクラブと連携を図りながら対応してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） この件については最後になりますけれども補助金の額、これはこの間も、6月議会でもだいぶ中身で議論しましたけれども、今回も同じような金額の交付になるのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

まだ詳細な事業申請といえますか予算要求がまだなされておりましたが、今年度我々の方として、要は設備の補助金を800万円出しております。いずれその分は、まず基本的には補助金としては交付しなくなるということでご理解を願いたいと思います。

以上であります。

○15番（小林 悟） 以上で終わりたいと思います。ただ来年、委員会でまた回ってくるとしますので、その節は審議したいと思います。

次に、これからのまちづくりなのですけれども、拠点それから生活コミュニティ拠点と交流拠点わかりましたけれども、ブルーホールについて、これは今後、市と所有者で共同で市の観光のために活用するための予算計上については考えておりますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど、今後も我々としては観光資源として非常に重要という捉え方をしているということをお答え致しました。そして予算化につきましては、現状のところでは考えていないところでございます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） いまひとつ、あの辺の地域をまちづくり協議会というのをこのあいだお聞きしましたけれども、そういう協議会とブルーホールの関連については、何かしら関連があるものなのでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

潟上市観光まちづくり協議会。これはまず、北都銀行さんが中心となって平成31年3月に設立されておまして、市としましては、オブザーバーという形で参加させていただいているところでございます。そして今後、その小玉家のリノベーション等、宿泊観光プログラムの立案等企画中ということですので、今後の発展に対して

我々は期待しているところでございます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 地区計画というこの第2次マスタープランには、地区計画初めて載っておりますけれども、都市計画の細部にわたって計画する内容になっていると思いますけれども。地区計画、確かに今私の手元にありますけれども5カ所、ほとんど昭和地区でありますけれども、市長におかれましては、この地区計画の構想というか、それについてなんらかのご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど副市長の方から答弁ありましたとおり、地区計画は都市計画法で定められた制度ということでございまして、これが全て偶然とは言い難いとは思いますが昭和地区の5カ所ということでございます。これは、旧昭和町時代からのその都市計画を我々が継承してあるというものだとは聞いております。この地区計画でこの後、例えばこの地区の開発をどう進めるか、ということは、これはまさにこれからまた新たに検討し直さないといけないことであろうと思っています。先ほど副市長から答弁があったとおり、ここ1カ所以外は全て民間の開発業者さん等を当てにしてと言いますか、そういったものの中でここを指定しているということでありまして、現下の情勢、さらにはコロナということですので、我々としては、今すぐに何かここで行政として何かの措置をとると、例えば財政投入していくということは少し考えられないということではありますが、ただ我々としては、きちんと昭和町時代から、この地区がそういった経緯があるということ、我々としてはきちんと記憶に留めるということがあって、今回そういった意味もあって地区計画には留めてあります。さらに言えば、この地区については、まさに今ご質問いただいているそのことで、昭和地区の今後どうするかということにも関わってこようかと思うのですね。ですから、小林 悟議員はじめ昭和地区の議員さん方にも、私としてはご意見を頂戴しながら、ここ実際にどうしていくのだということは、お互いにその現在の潟上市の財政状況あるいはこれから今一方においては追分地区が、こういった地区ではないですけれども、あれだけの宅地造成が始まっている、これを私なりに一政治家なりに解釈してみると、やはりそういったところ時代時代によつての運不運というのはまさにあると思いますけれども、ただかつての行政作用ということから言うとやはり先人達が、そこで先を見越した投資等を

きちんと行政においてもし、民間とも一致した形でやっていたところに何十年後か、あるいは10年後かもしれません、5年後かもしれません、それが花開いているというのが今の追分地区の状況ではないかなと思っています。ですので、そういったことも念頭に置きながら、まさにこれからこの地区については、皆様方とまた議論を深めながら、この地区どうしていくかということを検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） わかりましたが、都市計画そして地区計画、こういうものについても少し考慮に入れて考えてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（西村 武） これをもって、15番小林 悟議員の質問を終わります。

ここで休憩します。11時まで休憩します。

午前10時48分 休憩

.....
午前11時00分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） このたびは、一般質問の機会を与えていただきました議会に対し、感謝と御礼を申し上げます。傍聴の皆様には大変ご苦勞様です。早速ですが質問に入ります。

大きい1番。ブルームッセの観光地として集客のため。

9月の一般質問の際に、時間切れでご答弁を十分に拝聴できませんでした。その部分をまず最初にお伺いしたいと思い、このたびの質問となりました。我々の段階では特にございませんのでとの答弁には落胆しました。観光客集客の何の策もないとは残念です。私の提案したものは高額とのかのようでした。答弁はいつも財源に限りある、時間を要する、全市にわたり勘案して行うもの、必要性とか優先順位などで時間を要するとの答弁です。町内会長さんが要望しても、予算がないとか優先順位とか一蹴されると聞きます。私は、市と市民を思い、安全安心の観点から、財政は度外視して提案の形式で質問しています。国の補助金制度がないか、国土強靱化に該当しないか、生命保険会社な

ど民間支援や団体の支援に該当しないかなど模索して質問しているところです。このたびも、新年度に発効される浸水想定の中小河川も対象とされる氾濫河川に市内3河川は該当しないだろうか、さらに浚渫でも該当させられれば、市内の河川・ため池はひとまず安心と思ひ、国の法制化に期待する1人です。また藤原市長は、残存湖の水位について地域振興局に申し入れたと伺いました。船越の水門操作で、その後の水位は低いところで維持しており、個人的には安心しているところでもあります。まずは9月議会で、時間切れの再質問を予定した事項を詳しく手短にご答弁をいただきます。これまでの経緯や経過は簡略に、ブルーメッセの4億円の積算根拠、2,000万円の維持費の積算根拠を詳細にご提示いただきたい。また、県とはその後協議されましたでしょうか。お尋ね致しますものであります。

質問をまとめますと、県有地の利用計画の4億円と2,000万円の積算根拠について。

②その後、県との協議の結果についてであります。

さらに③これまで11月に策を講じたことはなんですか。観光施設の繁栄させる手段、手法を考えましたか。グランドゴルフ場も狭隘で大きな大会の開催もままならず、駐車場も小さいことも先刻ご承知の事であります。創意工夫で有効に活用できるはずです。お聞かせください。

次に大きい2に移ります。

和田妹川地区の洪水対策と追分地区の道路冠水対策であります。上流部に灌漑用水地、金山地内のため池があります。近年の気候変動のためか、降雨量が一昨年は、田んぼが川のように激流と化し怖い思いをしたと伺いました。毎年のように水は水路に収まらず溢れるようになったようです。地域市民の話ですと、広域農道とか自動車道、国道7号バイパスが建設後に水が溢れるようになった。あるときは、金山地域が避難地域として報道されたときもありました。市の職員から、浚渫堤防かさ上げすると伺ったこともありました。全体的に検証すると約束もしておられました。この地域は、河川の拡幅が必要でありますとしていました。また貯水設備を国、県にお願いすべきと考えます。

この質問準備の最中に気づきがありまして、先ほど申し上げました、河川幅を広げるほか方法はないのかと自問をしまして現場踏査を改めてしてみました。そうしたら、堤防のオーバーフローをしている水門のかさ上げと浚渫、各箇所の水門操作で、推測ではありますが、工事費用も少額で、堤には相当の量の貯水が可能であると考えたところがあります。ここで検証の必要性を確信したところでもあります。10月3日、4日の断続

的に続いた雨で、水かさはどうかと思い金山の堤を見にまいりましたら、晴れない雨はないのでして晴れ間に現場に行きましたところ、やはり水位は上昇していましたが、オーバーフローのところは激しく流れ落ち、調整水機も動いていました。翌5日10時には、目測で推移は6cm、7cm低下していました。通常の流れに変わり、高速自動車道の水路には幅の広いU字溝がありますが、流水は見られず合流すると推して知るべし、ここには一時的に貯水する取水盤装置が必要ではないかと感じてきました。のちに聞いたところですが、高速自動車道横の水路は山から来る水のためのもの、そのまま下の水路に走るようで田んぼを走る水はここからとも考えました。いずれにしても、9月に検証するとのご答弁がありました。その結果をご報告願いたいと思います。さらに、市全体を俯瞰すると、追分地区・出戸地区に川がないようなことは先刻ご承知のことです。ですから、これまでの地下浸透は、開発や舗装など年々難しい状態と考えます。9月議会では、財源上限界とか、市は苦慮しているとかの答弁でしたが、手元のお金を増やす、補助金・助成金を探すことで解消することを望みます。市有地や官地を有効に計画し、いくつかあるため池を増やす方法も1つであり、とにかくにも道路冠水はなくさなければなりません。この点いかがでしょうか。

質問を整理しますと、①全体の洪水に対し、検証の結果はについて。

②金山の堤と水路の貯水・滞留で時間差を活用してはについて。

③追分地区の道路冠水をなくするための計画・施策についてであります。

大きい3になります。税の増収に事業所誘致とふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

お金がないと何もできません。例年のふるさと納税は、額を増やすための努力はどんなことをされていますか。私の考えは、委託事業をはじめ、金額の大きい請負事業の大半は、市の外の男鹿であったり秋田市であったりしてはは県外に発注されていると考えます。ひとこと、ふるさと納税のお願いをされてもよいかと思いますがいかがですか。さらに、事業所を市内に置くことが最善でありますがこの点どうでしょうか。また昨今、テレビ電波障害が取り沙汰されている2社のうち、南側の企業は、報道によれば潟上市内に事業所を置いたと新聞にありましたが、残る1社についても、同僚議員からは潟上市内の市役所の近くに置くことになったような話を伺いましたがこの点について。さらに私どもは、協議協定を締結して安心なテレビ受信ができるようにと願い行動を起こしていましたが、コロナ禍のこともあり、当局が事業者と協議されたとのことでありまし

たので活動を中止していますが、まだまだテレビ電波障害があると聞きます。

質問については、①ふるさと納税の額を増やすための手だて、努力についてであります。

②請負業者等の事業所を潟上市内に置くことについてと、③風力発電の事業所の誘致と協議の進捗状況についてであります。加えて申し上げますが、飯田川に大型店進出の話題が浮上した時点では、頓挫するまでは事業所を現地に置いた経緯があります。さらに経営者の移動があったようですが、パチンコ店、レストランの出店当初は、経営する会社を現地に設立してもらい誘致できました。またゴルフ場を開発しようとした企業も、昭和地内に現地法人を設立して計画を進めた経緯があります。以上で、明確な答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、ブルーメッセの観光地として集客のためについてお答え致します。

ご質問の1点目、県遊休地の利用計画の4億円と2,000万円の積算根拠はについてお答え致します。

議員より令和2年3月定例会にて、ご提言ありましたバラ園と遊園地構想につきまして、令和2年9月定例会にて、仮に行うとすれば、土地の造成及びバラや花の植栽や遊具機材等の整備費並びに維持管理費として約4億円とした各工事の内容であります。造成工事が1億8,000万円、芝張工事が2,700万円、バラ植栽工事が2,000万円、樹木植栽工事が240万円、水路整備が825万円、道路整備が1,000万円、遊具設置工事1,509万円、計2億6,274万円に、諸経費として1億3,137万円、合計で3億9,411万円ほか、整備後の維持管理費として2,000万円と見込んでおります。

次にご質問の2点目、その後の県と協議の結果についてと、3点目の、これまで10月、11月に策を講じたことはについて2点についてお答え致します。

先に議員よりご提言がありました、県有地の利活用案を県に提案したところ、旧花き種苗センター跡地は、種苗の生産供給、花き新品種と栽培技術の実証展示による花きの生産振興を図る目的で、引き続き県が所有権を有しております。県でも具体的な再利用案は今のところはないとのことであり、具体的な利用策に関する協議には至っておりません。県有地の利活用につきましては、必要があれば県に提案してまいりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目、和田妹川地区の洪水対策と追分地区の道路冠水対策はについてお答え致します。

ご質問の1点目、全体の洪水に対して検証の結果はについてお答え致します。

9月議会の佐藤議員の一般質問は、飯田川下虻川地域の排水路の再検証についてであり、次のとおり答弁しております。市内各所の水門操作等は、一昨年5月に発生した記録的大雨被害の検証結果から、災害時初動マニュアルを更新した際に参考資料として、市内排水施設の位置図を作成し、気象災害の際には所管する施設を適切に管理するよう努め、市民対応を含めた市内の共通理解を図っているところであります。災害時における各ゲートの開閉状況は、総務課危機管理班で統括管理しており、操作が必要な場合には危機管理班からの要請により、各担当部署において対応するよう調整しておりますと答弁しております。一昨年5月に発生した記録的大雨被害の検証は実証済みであり、既に大雨を想定した体制整備を整えております。新たな体制が大雨の際、どのように機能するかは冠水時期の大雨時でなければ検証できないこともありますが、今後も大雨を想定した各種訓練を実施するなど、より万全な体制整備を図りながら市民の安全・安心に努めてまいります。

ご質問の2点目、金山堤と水路の貯水・滞留で時間差を活用してはについてお答え致します。

前回の答弁でも述べましたが、一昨年5月をはじめとする近年の急激な気象変化による大雨により、金山地区の水路からの水が田んぼに越流している状況は市でも承知しております。金山の大堤は、改修工事により余水吐の能力が増強されており、それにより下流への流量が増えたものと考えられます。金山の大堤堤防のかさ上げ等を行い、貯水量を増やしてはというご提案ですが、堤防をかさ上げするということは、構造上の問題のほか、堤の上流にも影響を及ぼすことなどから現実的ではないと考えられます。市としましては、ソフト対策として土のうステーションの設置に加え、関係機関との連携を強化することにより、事前に大堤の水位を調整してもらい水路の越流防止に努めており、降雨時には現地確認もしております。

ご質問の3点目、追分地区の道路冠水をなくするための計画・施策はにつきまして、前回の答弁でも述べましたが、概況として追分地区の土地形状は高地と低地を繰り返す砂丘地帯となっているため、道路と宅地も土地形状なりに形成してきた経緯があります。

また、放流先となる河川がないこと、近年の気候変化による短時間での大雨などにより、道路の冠水事例が発生しているのが実状であります。市では、第2次潟上市総合計画の施策として、安全安心な道路利用を目的とした道路冠水対策を実施しております。佐藤議員がおっしゃるとおり、ため池等貯留施設を増やすことは、浸水を低減する有効な手段であります。道路事業による雨水冠水対策としては、市街地で用地の確保が困難なことから、冠水箇所の浸透柵設置や既設の道路側溝を浸透式大型側溝やポンプによる強制排水など、局所的に対策を講じているところではあります。しかしながら、道路事業による雨水対策のハード整備は、財源等の問題もありすぐには対応できない状況です。現状としましては、前述の対策とソフト対策をしまして、道路冠水時には、道路表示による迂回案内、通行止め等の措置をし、被害の軽減に努めているところであり、また、デベロッパーによる宅地開発行為においては、既存の道路施設への負荷を避けるため、潟上市開発許可制度の手引きにより開発区域内での雨水処理を指導しております。

続きまして一般質問の3つ目、税の増収に事業所誘致とふるさと納税についてお答え致します。

ご質問の1点目、ふるさと納税の額を増やすための手立て、努力につきましては、これまで潟上市の魅力発信に努めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトのふるさとチョイスの活用により、広く制度の利用について呼びかけを行ってまいりました。加えて、本年11月から2つ目のポータルサイトさとふるでの運用を開始しております。これにより寄附者の選択肢が増える形となり、さらに、これまで以上に本市の魅力発信に力を入れることにより、ふるさと納税の受け入れ態勢を強化するものであります。

なお、ふるさと納税に関する奨励については、これまでも各種媒体を通じて広く呼びかけてまいりましたが、特定の個人等に対する個別の寄附依頼等は、制度の趣旨に照らして行っておりませんのでご理解をお願い致します。

ご質問の2点目、請負事業者等の事業所を潟上市内に置くことについてお答え致します。

佐藤議員のご質問にあります、委託事業はじめ金額の大きい請負事業の大半は、市外・県外に発注されていると考えますについて、市では合併以来、地元業者育成の観点から、市内の業者で請負ができるものは市内業者へ極力発注しております。ただし、市内の業者数が少ない場合などの理由から、職種によっては、近隣市町村などを含めて発注を行っております。請負事業者等の事業所を潟上市内に置くことについては、事業所

の設置は経営の根幹にかかわるものと考えておりますので、市が積極的に一事業者等に働きかけをする考えはございませんのでご理解をお願い致します。

ご質問の3点目の風力発電の事業所の誘致と協議の進捗状況についても、市が積極的に事業所を誘致することは致しておりませんが、市の南側部分の風力発電事業者である秋田・潟上ウィンドファームの事業所は、従来より潟上市に所在しております。また北側部分の風力発電事業者であるA-WIND ENERGYにつきましては、このほど潟上市内に事業所を設置する準備を進めているとの連絡があったところでございます。またテレビの電波障害につきましては、両事業者とも個別の問い合わせ等に対しては、継続的に対応している状況であります。

なお、地域貢献等を含めた協議の場の設置につきましては、両事業者において現在検討を行っているとのことであり、市としましても、その検討状況を注視しているところでございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問はありますか。10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 最初の1の1についてですが、2,000万円の積算根拠を詳しくおっしゃっておりませんでしたので。どういう積算されたのでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

維持管理費2,000万円ということですがその根拠と致しましては、各種修景保守管理費という形とそれから人件費を見込んでおります。これは今現在、花の広場等管理、それからその運営するための人件費等から積算しております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 参考に、その花の施設の分ですけれども、面積的な積算、人、頭的な積算、どちらですか。面積いくらでなんぼという形でしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

造成工事につきましては、いわゆる県有地全体に約60cmの盛り土、それが約3,600平米を見込んでおります。それから。

（「2,000万の分を教えてください。」の声あり）

○産業建設部長（櫻庭春樹） 2,000万円の分につきましては先ほどおっしゃったとおり、花の広場で今現在管理している各種保守管理費を参考としまして、それと人件費につ

きましても、今現在、花の広場を管理している人件費から算出して2,000万円としております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） もう1回積算根拠を。わかりましたけれども、参考にして平米あたりなんぼだとか。何人かかるからなんぼだとかって、どちらに積算しているのですかと聞いているのだよ。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

今県有地につきましては約200ヘクタールでございます。花の広場がだいたい、確か70アールか80アールくらいだと思いますので、その大きくなった部分を増やしているということになりますので、計算上は、現在、花の広場を管理しているだいたい1反歩とか2反歩の単価といいますか、それで計算したということでございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 1についてはわかりました。面積ということで。

②についてですけれど、県との協議ですが、県では特段使い道がないような話で、更地にして出ていったものですから、市の方で有効に活用できないか検討したらいかがでしょうかというのが私のバラ園や施設の提案だったのです。それを当局ではどのように考えておりますか。県の屋敷だから触られないとか。無償で借りるか有償で借りるかの違いもある。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

佐藤議員がご提案されましたバラ園につきましては、我々の見解としましては、いいことでございますけれども、やはり現在の財政状況を鑑みますと、なかなか造成するにしてもいろんな金額が出ておりますので、今の現在では特に我々としては、今県が所有しているところはそのまま県が管理していただきたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 地元にある施設、地元で有効に活用できないというのは、いささか問題あるのではないかという気がします。ただ、草の刈り取りやら管理してもらっただけで終わるのでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

県有地につきましては、あくまでも所有者は県でございますので県が管理するものでございます。ですので草刈等、草が伸びたりして景観が悪くなれば、私どもの方から連絡しながら、連絡を密にしながら管理をお願いしたいと考えております。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） わかりました。草取りの費用を頂戴して、こちらで管理してやってもいいかと思うので県から。そういう交渉をしてほしいと思いますけれどその点いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

県の方から、こちらの方が委託を受けていてそういったお金も入ってくることもありますし、地元の土地でもあるからというお考えだと思いますが、それは参考にさせていただきますが、そのバラ園であるとか、今ご提案いただいているもの、私どもなりにそれは積算し、そしてどのくらいの財源措置が必要かという見込みは、議員からご提案していただいたということもあって我々としてはやっている。そもそもブルーメッセの管理、県がやられていたものが県が撤退し、市が道の駅等で使っていた部分については、私どもはブルーメッセは、潟上市のこちらのグリーンランドと並ぶような、先ほどあったブルーホールも含めて観光拠点ということもあって、我々としては、財源措置をお願いし議会の方からもお許しをいただいたと。しかし奥の方の、いわゆる今問題となっている温室等があった所については、市としてもその時点では、有効的にあそこまで広げて、今いろいろ指定管理等のご議論もいただいておりますけれども、我々として持ちこたえられるだろうかということがあって、それは、我々としてはあの時点では無理だという判断を私がしたわけです。それで県の方には申し訳ないですけれども、県の方で管理いただけますかということの話し合いがついて、周りのトイレであるとかそういう部分については、県の方は誠意を示してやっていただけたということになります。さて、それで今の佐藤義久議員のご提案の向きなのですが、おっしゃるとおり、気持ちとして潟上市の土地でありますし、あそこ豊川・竜毛地区でも愛されている地域それからブルーメッセであります。ですから、それはやった方がいいというのは私は気持ち的に理解するのですが、今の指定管理の議論も含めて、やはりのちのちまでかなりの財政投資をしなくちゃいけないものに関しては、やはり

これからは、今はもうかなり言い回った言葉ではありますが、持続可能的にそういうものが我々としてやっていけるかという判断ができた段階で私はやるべきではないか。特にそういったものについては、いわゆるあった方がいいということの前に我々がやるべき、例えばごみの問題であるとかし尿の問題であるとか、そういったいわゆる市民の生命やそれから本当に生活の最底辺を支えるような、底辺と言いましたがとても一番重要なものは、我々としてはどうしたって財政投入していかなくちゃ行けない。さらにこういったものがあれば、私は精神的にも文化的にも観光的にも華やいでいけるという気持ちは同じです。ただそれには、今グリーンランドのこういった状態やブルーメッセの状態をみても、今グリーンランドについては、経営は大丈夫かという懸念のお声を頂戴してそのとおりでなと思っています。かつて昭和の方々から教えていただいたとおりで、ブルーメッセも経営危機に陥ってということもあったと聞いています。であるならば、そういった過去のことを、その方々がやったことやその時々の議論であるとか結論が私はだめだったと言っているのではなくて、そういうものをきちんと踏まえないと我々は前に進んでいけないのじゃないかと考えているわけです。ですから今、縷々担当部長の方から答弁がありましたが、我々としてはそういったものの議論は深めていくし、今回の予算要求の過程においても、担当課の方ではこのような検討はしておりますが、前申し上げたとおり、今そういったことができる状況かということから判断してこれから予算編成にあたっていくわけです。ですから、そういったご事情もご理解いただきながら、ただ、こういったご提案というのはやっぱりとても大切なことでどんどんしていただきたい。やっぱり提案は、あれはできない、これはできない、これやっちゃだめと言っていたら何もできないこと。でも、ただそれを実際実施していくにはやはりかなり遠く慮って、そこを議会の皆さま方にご議論いただいて決めていくということがやっぱり大切なことなのじゃないかなと思っています。いずれにしましても、ご提案の向きについては、我々としては決して軽んずるつもりはなく、これからもぜひそのようなご提案、それから佐藤義久議員におかれましては、フットワーク軽やかに現場の方に行かれて、我々にその状況をお伝えいただいているということも私は十分承知しておりますので、そのようなご指導・ご助言もいただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） ②においては終わります。

③ですけれど、これまでの10月、11月、策はなかったのかという質問に入りますけれども、今市長から丁寧なお褒めの言葉もいただいたりして、質問にも躊躇するようなところもきましたけれども、役所の人間として、創意工夫すべきことが皆さんの仕事ではないかなという感じがしているのです。検討委員会など立ち上げて、住民の意見を聞くというような考え方は持っていないのだろうか。現有施設の振興策のためには、早期に計画を立ててやってもらいたいというのが、これまで10月、11月に策を講じたことはないかという質問です。どうですか、まったくありませんでしたか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 9月、10月においては、この件に関しまして、その具体的なこうしたらこういう活性化の策があると。例えばあくまで我々の市役所内部の話の中では、バラ園はさておき、ブルームッセには子どもが楽しめる施設がないということで、グリーンランドにも簡単な広場があり、その脇には非常に手入れの行き届いた、ここあたり近隣のこども園や保育園や幼稚園の遠足のメッカとなっている。今回は今年はコロナ禍でなかなか来ていただけなかったようですが、ただやはり、いくつかの園は来られておりました。そういった子どもの遊び場的なもの、ただこれは、まだ企画としては決して煮詰まっているものではありませんが、そういった議論はさせてはいただいております。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 市長の言葉尻を取るわけではないですが、遊園地というか子どもが遊べるのも同僚議員からの提案でありましたので私発言させていただいたところ、先の子どもが遊べるような場所といたら子どもはどこにいるかなと、だんだん少なくなるよというのが市長の発言でなかったかなと。これは雑談の中での話でしたけれども。まずいろいろ検討して。もう2年近くになりますよ。ガラス温室撤退すると言ってから。県の説明会で私出席させていただいて伺いましたけども、2年前だったと思います。撤退しますのです。そのときに何かご意見ございませんかといった段階で、あのトイレでは誰も入らないからどうなりますかって。それは、便器全部取り替えて中を全部きれいにして置いていきます。こういう話でしたので、そこから動いているから、もうとっくに市の方でそれなりに金を稼げるような施設に変えてもよかったと

思っているのです。だから一生懸命に話している、地域の活性化のためにも。ですから、早急に検討委員会なりくらら活性化委員会開いたように、そういうふうな会議を催したらいかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

今お話にあったとおり、言葉尻を捉えてと議員はおっしゃいましたが、私も言葉尻を捉えて言わせていただくと、その金を稼げるようなところが、我々行政サイドのみ考えて達成できるとは私はあまり可能性として高くないのではないかと。それに失敗してきている他の自治体の第3セクターの状況は、まさにそれを示していると思っています。もし金を稼ぐということであれば、例えば、今ご提案のこの積算もかなりざっくりしたものであります。4億円プラス年間のランニングコスト2,000万円。それが例えば20年でそれを償却していくとなれば、単純に計算して4,000万円ずつ稼いでいくということです。この4,000万円稼ぐということが、果たしてどのような施設で私は可能かということがもしあればご提案を当然いただきたいわけですが、なかなかそれは難しいのではないのかなと。私も商売であるとか事業に関しては全くの素人ではありますが、ただ一般論としてはそう思うわけです。であれば、これはまたブルームッセの方とも相談していくことになりますが、本当に可及速やかにあの土地を、我々が例えば県からお譲りいただき何かに使うということが、検討していく状況にまでもあるかどうかということは、それこそ検討させていただければと思ってございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど市長が、ブルームッセも頓挫したような感じで話は出ましたけれども。経営して5年まで、町が負担すべき什器備品まで借金にしたので、5年間やった社長はそこを退場したわけですが、次の銀行派遣された支店長さんは4,000万利益を上げているのです6年目に。1年で4,000万利益を上げたのですよ。だから頓挫したというのは初めて聞きました。什器備品を借金にしたものだから当然償却資産ができなくて、結局赤字という格好になっていった経緯はあったと思います。私の記憶だけでも。それでまずそういうことなので、儲けられないことはないと思うのです。それから、実費経費は負担にならないところだと私は思っています。かかる経費は稼げるのではないかと。こういうことで、まず一生懸命検討していただきたい。検討委

員会等設立してやってくださいということをお願いして終わります。

次に大きい2番に移りますけれど、なんだって答弁は復唱して、6月も9月も同じ答えをまず先にしゃべってから、私それ十分に知っています。後で調べた結果、これはさっきも話しているのだけれども、かさ上げやら浚渫しなければと言ったのは誰だったかは忘れましたが、その職員をお叱りしないでください。職員の話で浚渫とかかさ上げが考えられていますと言うから私しゃべっただけで。もし何だか、職員誰だか忘れてしまったけれども。ということですので復唱はいりません。ただ、時間差で流す時間を少しでも止めれば、下の方安全に生活脅かされないですむのではないかと。溢れることわかっていれば、それを対応するのが市の対策なり工事なりしなければいけないのではないですか。いつも雨降れば、びくびくしている人もいますよ。この間のちょっとした雨でもあと10cmくらいで、イトウさんという家はもしかすれば上がっていたかもしれないです。イトウさんてわかりますよね。県道沿いの、市道沿いのか、今。だからやっぱり土のうステーションを置いているといたって、土のうの1袋も運ばれておりませんでしたよ。だからそういうこと、安心できるような対策を講じてほしいし考えてほしいなと思うのです。時間差を作れば、水の流れを堰き止めたり流したり効果的にやれるのではないかというのが私の考えですので、検討していただければありがたいなと思います。

次に第3に移ります。

税の増収だけれども、役所ではふるさと納税を納めてくれと業者にはしゃべられないと思うけれども、ふるさと納税の還付で、こういう返礼品も扱っていますので宜しくぐらいは言ってもいいのではないですか。お歳暮に使ってくださいでもいいのではないですか。それもできないでしょうか基本的に。私知りませんのでお伺いしますけれども。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと納税に対して、事業者にお願ひできないかということだと思ひますけれども、ふるさと納税の趣旨としましては、総務省のホームページからであります。第1に納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。第2に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域の力になればという制度であること。第3に、自治体

が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけすることでありまして、そういう趣旨からははずれているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 部長の言うことはわかりましたけれども。年間、ふるさと納税額、目標額持っておりますか。なんぼ持っていますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと納税の目標額というのは、その年によって社会情勢、例えば一昨年、甲子園で吉田輝星選手がプロ活躍したことによって、潟上市の知名度が上がったことによりまして、そのときは、ほかの例年よりは納税額が増えておりました。でありますので、その年によって金額は違いますので、特にこちらとしては目標額という設定はしておりません。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） せっかくの制度ですから、目標額ぐらい定めて一生懸命にみんなでPRすべきでないですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

ふるさと納税そのものの制度が始まって、かなり地方それぞれの自治体での奪い合いのような格好になっています。しかしながら、その財源というのは非常に大事なものでありますので、我々としましても、いくらでもこのふるさと納税を増やしていこうということで今回もまた1つ増やしたところでございます。そして目標額としましては、当然のことながらそれを予算化しながら予算目標を立てながらやっているところでございますので、それが増えるよう今後とも努力してまいります。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） やはり一生懸命やっているところで、交付税出さないと言われた市町村もあるでしょうから。やっぱりPRして一生懸命もらおうと、有効に活用させていただくと。これはやっぱり必要不可欠でないかと思えます。

次の事業所などを潟上市内に置くことについて。副市長、担当でもいいですけど、

どう考えていますか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 事業所を潟上市内に置いていただくということは、非常に置いていただければありがたいことであると。それは当然ながら、法人市民税も入りますし、税収につながっていくということでございますので、それはこちらにきていただけるということは非常にありがたいと思います。

（「積極的に働きかける考えはありますか。」の声あり）

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、法人それぞれにご事情があろうと思いますので、我々の方から必ずそれがなければ、例えば事業請負させないとかそのようなスタンスではいけないことでもありますので、その辺は、その会社の方にお任せするようなことになろうかと思えます。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） それも方法の1つだけども、営業所等あれば指名通知出したりしているでしょう。それも事業所を置いてもらうということも1つの方法だと思うのです。だから、例にして言いましたけれど、昭和町時代にやっぱりゴルフ場の現地法人を建てたり、今現存しているパチンコ屋さんや食堂を誘致したときも、企業現地立ち上げてやっていただいたと。名実ともに営業所得も入ってくると。でなければ、私が言うまでもなく、売り上げからそっくり本社に持っていかれて、本社の方で税金を支払うという格好でしょうから。なんとか努力していただきたいものだなと。それで、先ほども話した風力発電に移れば、風力発電のもう1社も、なったという話を同僚議員から聞いています。市の方ではなりつつある、まだ誘致されていないのですか。設置されていないのですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

もうほぼ潟上市の方にその会社機能を移すということは決まっていて、これは聞いたところでは、もう既に市内のある場所の不動産契約を済ましていると。ただ、会社の事情もあって、来年度には遅くとも来られると思うけれども、そこのところは少しお時間をくださいということは聞いております。先ほどあったとおり、副市長が答えたとおり、我々としてはありがたい、非常に有難いことだと思っております。ただご案内のとおり、杓子定規に言うわけじゃないですが、日本は自由主義経済を選択して

いる。つまり会社には会社の自由があつて、営業の自由があつて、どこに会社を置くかという自由もあつて。我々としては置いていただければいろいろ税収もあつてと。ですから、我々は法令に違反しない範囲内でそういうことが望ましいのだということは念頭におきながら、そういった場合にお話し合いをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 積極的にやっぱり誘致していくべきだと思いますので、今後努力していただきたいと思います。

風力発電の③に移りますけれども、この協議の進捗状況、企業との話し合いといたしますかされておるやと聞いておりましたが。答弁にあったかどうかちょっとわかりませんので。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

協議会の設置につきましては、両事業所とも現段階ではまだ検討段階ということになります。でありますけれども、その状況を市としましても注視しながら、今後必要に応じて協力すべきと考えておりますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 戻るようですが、この風力発電の2社が、現地法人立ち上げがかなえば、税収はどのくらいになるか試算しておりますか。

○議長（西村 武） 市民生活部長。

○市民生活部長（菅原剛） 資本金等、私ども把握しておりませんので、試算はしてございません。

以上です。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ちょっと補足させていただきますけれども、法人市民税という対象になってくるわけでございますけれども。通常最低、従業員数とか資本金の額によって変わるわけですが、少なくとも5万円年間均等割りとしてかえってくる。今の段階ですと、なかなか法人税割までということは望めないのかなと思いますので、基本的には1社均等割り5万円がいいところかなと考えております。

○議長（西村 武） ちょっと、ちゃんときちんと手を挙げて。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 私の聞るところによると、秋田銀行系列の1社だと、おそらく1億2,000万円くらい入るだろうとこういう話をされたという話も聞いておりますが。ということで9秒しかない。ちょっと延長してくれるといいな。市長、昨日の質問で。

○議長（西村 武） これをもって、10番佐藤義久議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。1時半まで。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私からは、通告に従い大きく2点の項目について質問致しますので宜しくお願い致します。

1つ目は、来年度予算の取り組みについてでございます。全世界に蔓延する新型コロナウイルス感染症により、国民生活に様々な影響を及ぼしただけでなく、経済面においても活動が停滞しております。コロナ禍において、景気の落ち込みにより法人税、所得税、消費税などの国税の減収となることが予想される中、国の概算要求も今年度と同額になるかは不透明であります。そこで来年度の予算編成にあたり、例年だと既に各課において予算案の提出も終わり、予算不足をどのように配分していくかなどの事業を精査している予算査定の段階かと思われまます。本市においても、コロナ禍により来年度は歳入の根幹である市民税は、企業、個人においても減収が見込まれ、また景気の悪化に伴う社会保障関連経費の増加や、新型コロナウイルス感染症対策といった新たな財政出動が見込まれるなど、厳しい財政状況になることが想定されます。また、地方交付税についても過度の期待はできないと思えます。一方で、市民生活を守るため、通常の前算は継続性は必要とは思いますが、歳入が不透明の中、予算編成にあたり、今年度の事業をよく検証しながら優先順位をつける必要があると思えます。そこで次のことについて伺います。

①来年度予算の編成にあたり、どういう基本方針で臨むのか。また課題はなにか。

②新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化すれば、さらに厳しい財政状況が見込まれます。今後も財源不足の財政需要に対応するには、財政調整基金の確保が急務となります。財政調整基金の残高と今後の見込みはどうなるのか。

③ 2年度の事業成果の検証とその結果、新年度予算にどう反映させるのか。

④財源の確保と歳出の抑制に向けてどう取り組むのか。

⑤コロナ感染症対策経費についての内容について。

以上について答弁をお願いします。

2つ目は、新型コロナウイルス感染者情報の公表と差別、偏見、いじめ防止対策についてであります。

新型コロナウイルスが世界中に拡大する中、日本においても第3波として、特に大都市圏域を中心において広がりを見せております。秋田県においても、11月23日現在のべ73名、昨日の段階では、現在では89名という今日の新聞の報道でございました。全国では下から2番目という感染者でありますけれども、今後も拡大が懸念されます。いつ誰がかかってもおかしくない状況にあります。コロナウイルスが完全に収束するまでこの先どれくらいかかるかわかりませんが、有効なワクチンが開発され接種されるまで、コロナウイルスと共存生活を続けていかなければならない現実があります。岩手県において初めて1名が出たとき、いじめ等があったとの情報があります。また本県においても、感染者に対していじめや誹謗中傷があったとの情報がございました。そこで、新型コロナウイルス感染者情報の公表と差別、偏見、いじめ等の防止対策についてお伺いします。

1市にはどのような方法で感染者情報が提供されているのか。情報の公表をどこまでするのか。その基準についてお伺いします。

2差別、偏見、いじめ防止対策について。

①感染者、医療従事者、施設関連従事者やその家族などに対する差別、偏見、いじめ等の現状の把握をどのようにしているのか。また防止対策にどのように取り組んでいくのか。

②コロナハラスメントの防止やメンタルヘルスの対策について。

③学校教育の場において、人権、いじめ、偏見についてどのように指導されているのか。

以上についてお伺いします。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、来年度予算の取り組みについてお答え致します。

ご質問の1点目、来年度予算編成にあたり、その基本方針と課題についてと、5点目

のコロナ感染症対策経費の内容については関連する部分がありますので、あわせてお答え致します。

令和3年度当初予算については、令和3年4月に市長選挙を控えていることから骨格予算として編成し、補正予算において政策的経費を加えた肉づけを行い、本予算を編成することとしております。骨格予算とはいえ、市民生活に欠かせない社会保障関連経費や子ども子育て及び学校教育関連経費など必要な予算措置を講ずるとともに、令和2年度から引き続き重要課題であります新型コロナウイルス感染症対策として、市民の安全安心を確保するため、公共施設等へのペーパータオルや消毒液などの常備、3密をつくらない事業のあり方、県外出張の原則禁止などに徹底して取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症に起因する経済対策については、感染拡大防止対策とのバランスが重要であるため、国の動向を注視し、適切な時期において予算措置をするべきものと考えております。

次にご質問の2点目、財政調整基金の残高と今後の見込みについてと、4点目の財源の確保と歳出の抑制についてどう取り組むのかについては、関連する部分がありますのであわせてお答え致します。

令和元年度末の財政調整基金残高は15億7,803万3,000円で、令和2年度当初予算の財政調整基金繰入金9億5,000万円を差し引くと6億2,803万3,000円となり、これに今年度予算の積立見込額3億3,237万8,000円を加えた9億6,041万1,000円が12月補正後の残高見込額となります。今後の見込みについては、平成28年度から基金積立額を上回る取崩しが続いており、基金の積み増しは厳しい状況でございます。しかしながら、不測の事態に備えるためにも、伊藤議員がおっしゃるとおり基金を確保しなければなりません。そのためには、新たな財源の確保と事務事業の大胆な見直しによる経常経費の削減が必須であります。市では、持続可能な財政運営を確立するために、令和7年度までの中期計画として財政計画を策定しております。今後は、本計画に基づき、歳入については使用料・手数料等の適正化や有料広告募集等の拡大による財源の確保、歳出については感染症対策を徹底し、市民生活への影響度や費用対効果などを考慮したうえで、すべての事務事業を見直し経費削減に努めてまいります。

次にご質問の3点目、2年度の事業成果の検証と、その結果どう新年度予算に反映させるのかについてお答え致します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、天王グリーンランドまつり

をはじめとする様々な事業が中止または縮小を余儀なくされました。減額となった事業費の総額は7,179万1,000円で、うち一般財源は5,028万1,000円でございます。この余剰財源と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6億2,868万1,000円を活用し、事業者継続支援金事業や飲食店コロナ対策支援金事業など経済対策や市民の皆さんが安心して利用できるように、公民館などに換気対策を施した空調設備の整備などを実施しているところでございます。事業者継続支援金については972事業者に総額9,720万円、飲食店コロナ対策支援金は10月末現在で18件510万5,000円を支給しており、事業者の負担軽減や事業継続につながったものと考えております。また、庁舎や公共施設の感染予防対策として、アクリル板の仕切設置や消毒液の常備、職員のマスク着用の徹底及び施設を利用する市民の皆さまのご協力により、不特定多数、県外からの来訪者もある中、感染者が発生していないことは、感染予防対策の大きな成果だと認識しています。ご質問にあります、その結果どう新年度予算に反映させるかでございますが、経済対策については、先ほどもお話ししたとおり、感染拡大防止対策とのバランスが重要であるため、国の動向を注視し、適切な時期において予算措置するべきものと考えております。また感染予防対策については、新型コロナウイルス感染症が今もなお猛威を振るっており、収束が見えない状況であるため、マスクや消毒液の常備などの基本的な感染予防対策を来年度も徹底するとともに、令和2年度において中止又は縮小した事業については、Withコロナを意識した事業へと見直しを図ってまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 続きまして、一般質問の2つ目、新型コロナウイルス感染者情報の公表と差別、偏見、いじめ防止対策についてお答え致します。

ご質問の1点目、市にはどのような方法で感染者情報が提供されているのかについてお答え致します。

感染者の状況については、秋田県が状況を把握し、各保健所単位で感染者の情報が公表されております。公表される内容は年代、性別、行動歴、濃厚接触者等であり、記者会見時に報道発表されております。感染者やその家族に対する差別や偏見、いじめなどの誹謗中傷が全国的に問題となっており、個人情報の取り扱いには特に注意を要する事項であります。ご質問の感染者情報が提供されているかについてであります。潟上市民に感染された方がいる場合には、県から情報提供されることとなっております。また情報の公表をどこまでするのか、その基準についてであります。公表方法等を定めた明

確な基準はありませんが、感染された方が特定されないよう厳重な個人情報の取り扱いが必要であり、県から情報提供があっても個人が特定されるおそれがあるため、市民に公表することは考えておりません。ただし、クラスターが潟上市内で発生した場合には、施設名を公表するかどうかを慎重に検討する必要があるものと考えております。

ご質問の2点目、差別、偏見、いじめ防止対策についてお答え致します。

①感染者、医療関係者、施設関連従事者やその家族などに対する差別、偏見、いじめ等の現状の把握と防止対策の取り組みについてと、②コロナハラスメントの防止やメンタルヘルスに対しての対策については関連がありますので合わせてお答え致します。

感染者等に対するいじめ等の現状把握については、県から感染者の情報提供をされなければ個人を特定することができないため、市が感染者と直接面会し相談を受けることは難しい状況にあります。市民の方が新型コロナウイルス感染症による不安や体調について相談を受ける健康相談・こころの相談窓口を健康推進課内に設置しており、その相談を受ける中で差別、偏見、いじめ等の現状の把握に努めてまいりたいと考えております。一般的にコロナハラスメントといわれるものは、新型コロナウイルス感染症に対する恐怖心、誤解や偏見により、誰かを排除したり差別することを指しますが、特定の人に対する誹謗中傷がないよう市広報を活用した注意喚起と、相談対応など必要に応じて関係機関と連携をしながら取り組んでまいります。またメンタルヘルス対策としては、臨床心理士と保健師によるこころの健康相談を随時行っているほか、弁護士による無料困りごと相談会を毎月開催しており、先ほどご説明しました新型コロナウイルス感染症に関連した相談も随時受付しております。相談窓口のお知らせにつきましては、市の広報やホームページに掲載しておりますが、メンタルヘルスサポーターや健康生活推進協議会にもご協力をいただきながら、住民への声かけや相談窓口の周知徹底を図ってまいります。

次に、③学校教育の場において、人権、いじめ、偏見についてどのように指導されているのかについてお答えします。

学校教育では、日頃から発達段階に応じ、児童生徒1人ひとりが人権の意義や重要性について理解し、自分の大切さとともにほかの人の大切さを認めることができるよう、道徳教育を含めた各教科等の学習や、日常の生活を含めた教育活動全体を通じた指導を行っているところであります。またいじめ問題についても、人権に係る重要な柱として、いじめは人間として絶対に許されないという指導を繰り返し行っているところであります。

す。新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、医療従事者等その家族に対する誤解や偏見に基づくいじめにつきましても決して許されないこと、差別的な言動には同調しないこと、また差別と偏見のもととなる不安を解消するため、新型コロナウイルス感染症の予防に関する正しい知識、正しい情報を持ち、進んで予防に努めることを指導しているところであります

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。再質問ありますか。11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） まず最初に、来年度予算の編成にあたり、その基本方針と課題についてお聞きしたいと思います。

ただいまの答弁で、新年度予算案の基本方針と課題等についてお伺い致しました。令和3年度予算については、年度当初に市長選挙が行われるために、義務的経費や事業の実施が既に決定されている継続的な政策的な経費とコロナ感染症対策経費などを中心とした、今回は市長の行政報告にもあったように、骨格予算として予算を編成されたとございました。それで課題についてですけれども、行財政のスリム化、効率化を図るため、特定財源の確保や既存事業の見直し、あとは国、県支出金は、国や県の動向に目を凝らして的確に対応して、また経常経費の事務事業についてはゼロベースで見直すと思われまます。また既存事業や費用対効果を見極め、スクラップアンドビルドの徹底など、持続可能な財政運営が必要と思われまます。これらについては当然考えていると思われまますけれども、再度ご答弁願います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、伊藤議員おっしゃるとおり、今ご質問の中にありましたけれども、そのようなことを含めて、我々予算の作成を進めているところでございます。昨日の瓜生議員のご質問の中でも私お答えさせていただきましたけれども、この合併が15年経ちました。10年間というのは、まさに交付税もそのまま保障していただきましたし、そして合併特例債を使わせていただいてハード整備を進めなさいと。ただ、その5年間では段階的に交付税は減額しますよと。それはなぜかと言えば、潟上市としての本来の算定に戻りますと。そこまでにそういう削減項目も進めてほしいという趣旨であったと理解しておりますが、なかなか市民のご要望等ございましたし、この15年間でそこまでいったかといふとなかなか難しい場面があったといふことで、ここはかなり厳しい状況にありますので、その辺の見直しを再度進めてい

くということ昨日の答弁でもさせていただいたところがございますので、ご理解をお願いいたします。

○議員（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 副市長からご答弁がありましたので、この後も財源確保や事務事業については、しっかりとした予算編成をしていただきたいと思います。

次に、財政調整基金の残高と今後の見込みについてでございますが、昨日、同僚議員の答弁にもございましたが、財政調整基金の残高が9億6,000万円、今後の見込みと致しましては、事業実績等でもう少し増えるかと思えますけれどもそういった説明でございました。コロナ禍によって、歳入の根幹である市税等の減収、また地方交付税の過度の期待ができない中、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大し長期化すれば、さらに厳しい財政状況が見込まれます。また今後も不測の財政出動の需要が増えた場合、財政調整基金の確保が急務と思われます。年度間の財源不足に備えるため、財政調整基金を少しでも多く積み立てるべきと思えます。またそのための目標額としては、やはり予算の20%くらいは必要かと思われます。しかし、昨日の当局でも答弁ございますけれども、この財政調整基金にあまり依存しない予算編成に努める必要があると私は思います。それらについて、今いろいろお話ししましたが、その点について、また当局から答弁があればお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問についてお答え致します。

財政調整基金が非常に厳しい状況にあると。現在高で9億6,000万円ほどということでございます。そしてまた、今後の積み立て状況等考えたときに、この冬また大雪となった場合にはここが財源となってまいりますので、そういう不確定要素も含んでいるということ。ですから次年度以降、この9億が確保できるかということについても、まず現在はっきりしないところもあるということもご理解いただきたい。そして我々としては、来年度以降、来年度骨格予算となるわけでございますけれども、当然のことながら、この財調に頼らないような予算作成を今後目指していくということでございますので、ご理解をお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） この財政調整基金の目標額というかこれを上げるための、もし対策というか方策がございましたら教えていただければと思えますけれども。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

財政調整基金を上げるためということですが、まずは基本として、予算作成の段階で財調を組み込まなくても予算が組めるという状況を作っていくこと。それによって、年々財調に回せる金額というのは、当然繰越金の2分の1は財政調整基金に積み立てるということがございますので、そこでなんとか増やしていくということを考えなければならないのではと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 次に、2年度の事業成果の検証と、新年度にどう反映させるかと、先ほど関連して、財源の確保と歳出の抑制にどう取り組むかということですがけれども、当然この後予算を組むには、地域が活性化して産業振興とかサービスの充実など、市民福祉の向上のために様々な予算編成を行っていると思っておりますけれども、やはりこれについても、職員個々が問題意識を共有しながら課題への克服を全体的に共有する必要があるとも思います。また今回、市では行政のデジタル化を進めておりますが、市民の利便性を向上して、それは職員の業務効率化のためにも不可欠な手段と思っております。それで歳出の抑制については、人件費、措置費、公債費等の義務的経費はともかくとしても、経常経費については縮減を進めるなど、一層の効率化に取り組むことが必要不可欠だと思われれます。また政策的な経費については、財政負担、費用対効果、またその周期など、あるゆる事業内容と事業費の精査を行う必要があると思うのですが、一般財源ベースでどのくらいのマイナスシーリングを考えているかご答弁願います。マイナスシーリングをどれくらい考えているか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） 今縷々ご説明いただきまして、我々職員のOBとしておっしゃるとおりでございます。そして我々としましても当然一般財源の持ち出し、それをいかに抑えるかということが重要であって、今経常収支比率が96か7くらいにいつていますか、かなり厳しい数字が出ているわけでございますので、ここをいかに下げられるかというところが正念場ということでございます。予算規模であれば今150億前後いつていますけれども、我々のこの市の規模であれば、最終的には130くらいを目指したいなというところで、今いろいろ様々な職員一丸となりまして予算編成にあたっているところでございますのでご理解のお願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 副市長がおっしゃったように、経常収支比率をよくするために今後も努力していただきたいと思います。それで、先ほどの答弁の中に考えることが1つございまして、経費の削減策の中に、補助金について触れていなかったと思うのですけれども、各種補助金について、例えばその補助率とか補助額、収支内容、剰余金の状況とか廃止を含めた補助金の適正化に努める必要もあると思いますけれども、そういったことを精査する必要があると思いますけれども、その点については補助金についてはどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問についてお答え致しますが、当然ながら、全ての事務事業を見直すと、経費削減に努めてまいりますというお答えをさせていただきました。その中には、当然補助金の見直し等も含まれているということでご理解お願い致します。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） わかりました。5番目のコロナ感染症対策経費については、この後のコロナの感染がどう広がっていくかについて国、県の施策を考慮しながら、市もそれにならないながら、県でクラスターが発生した場合、いろいろな場面場面でこの後進めるということですので、どうか宜しくお願ひしたいと思います。

それでは次に、予算の関係は終わりました、新型コロナウイルス感染者情報の公表と差別、偏見、いじめ防止対策についてお伺ひしたいと思います。

この感染症は、ひとたび発生して拡大すれば、個人の健康のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがありますので、日ごろから発生状況の把握と的確な流行状況の予測に努めることが必要と思われまます。そのためには、1つとして情報の共有を図る対応も必要かと思われまます。市民に注意の喚起を行うことが必要とか、また蔓延防止と風評対策につながる必要もあまます。蔓延防止には、クラスター対策及び接触機会の低減を図ることにもつながりますので、それにはまた、人権等の配慮も必要かと思われまます。それで、市として公表をどこまでするかということですがけれども、県から情報がきて、原則としては、年代、性別、感染症の個人の情報に留め、あとは個人情報もあるのですそれに対応していかなければいけないとご説明でございましたけれども、この公表に関しては、東北各県を調べてみましたところ対応に差がございました。例えば宮城県、山形県、

福島県は、市町村まで明らかにしておりました。また青森県、秋田県については、保健所管内で留めるということでした。岩手県も、市町村まで明らかにしてございました。これも小さな町だと個人が特定されるといろいろございますので、公表することである、公表しないとまた感染が広がるとかいろいろございますので、その狭間が非常に難しいところだと思います。そこら辺で、市としてクラスターであればそのとき考えるといいますけれど。この間秋田市で初めてクラスターがキャバクラで、それはちゃんと名前まで公表しておりましたけれども。そういったクラスターになった場合、市としては、先ほどまだはつきりしていなかったけれどもどこまで公表するのか、そこら辺のことはまだしっかりとした考えはないでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

仮定の話になりますけれども、ある程度想定しておかなければならない事象でもありますので、市の方としてはある程度対策は考えてございます。もし万が一、潟上市内でクラスターが発生した場合ということ想定致しますと、当然そのクラスターが発生したお店屋さんなのか場所等について、そこに関わった方々が当然濃厚接触者になる可能性が高い場合がございます。そういった場合に保健所の方で、県の方で調査は致しますけれども、場合によってはそれを隠す場合もありますので、そういうことを防ぐためにもある程度そういった特定の場所、クラスターが発生した場所等については、公表をしたうえで調査にもれた方々がないように、濃厚接触者を追跡しやすいようにするというのもひとつの方向性かなと市では捉えています。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 公表については、各県各市町村それぞれ対応がまちまちでありまして、これは本当であれば、国が法律で一本化して公表基準を一律にすべきものだと思いますけれども、そこら辺を例えば、市から県にお願いして、県でまた県から国にこういったご要望をするのもひとつの対策の、公表に関するマニュアルづくりとかひとつの方法だと思いますけれども、そこら辺の考えがございましたら。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

国の方で、全国一律統一した形でそういった基準を設けるということのご質問かと思えますけれども、当然都道府県、大都会と秋田県の場合でいいますと、当然地理的条件も違いますし、様々な商店街の立地だとか住宅地の立地だとか様々な条件が違いますし、また町村レベルに行きますと、小さい村などもある場合ですと、そこまで公表してもいいのかということもございますので、そういった意味では秋田県なら秋田県の方で、地元の地理を考えて知事の指示に従いながらそれに従っていくというのが一番いいと思えますので、今のところは特別、県を通じて国に対してそういった統一した基準を設けてほしいという要望を出すことは考えておりません。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） これについては、以上であります。

次に、差別、偏見、いじめ防止対策についてでありますけれども、各地で風評による不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNSなどで誹謗中傷が見られております。例えばこんな声ということで、コロナにかかったらしいという噂とか感染者やその勤務先、学校を特定しようとする事とか、噂話や個人情報をSNSや口コミで広げるなど、こういった声は人権侵害にあたりますので、正しい情報に基づく冷静な行動の対応が必要と思われまます。また、誹謗中傷は精神的にも追い込む悪質な行為でありまして、不安や恐怖心を招いて受診や相談を躊躇され、また感染の拡大につながる恐れもあります。また医療関係者への偏見や差別は生活に支障をきたして離職につながるなど、医療体制に影響を及ぼすなどの懸念もございますので、こういった誹謗中傷等についてはしっかりした、市としても取り組みもされた方がよろしいかと思えますけれども、そういったことで、この今いろんなこととお話しましたがけれどもこの防止対策について、再度もう一回答弁願えれば。お願いします。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

やはりこういった差別や偏見、いじめそれから誹謗中傷、そういったものを未然に防ぐための方策といいますのは、そういった事案が発生する前にきちっと行政側の方で、啓発事業を積極的に行うということが重要であると考えておりますので、そういった意味では市の広報それからホームページ等で発信するのはもちろんでありますけれども、あらゆる機会を通じて、そういったことがないようにということで注意喚起を行う。そ

ういった姿勢が大事だと心得ておりますので、この後も機会を設けてそういうふうに進めていきたいと考えております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長がおっしゃったように、誹謗中傷やいじめ、偏見等については、しっかりした啓発をこの後も続けて行ってほしいなと思います。それでこういったことで、秋田県の各団体で10月28日、誹謗中傷防止共同宣言というのが宣言を出されて、ご存知の方はご存知かと思っておりますので。この取り組みにも市としても、しっかりと取り組んでほしいなと思います。それでちょっとひとつのこういった同じこの防止のための運動としてご存知の方もいるかもしれませんが、感染者や医療従事者等の差別をなくすための運動として、シトラスリボンプロジェクトという普及活動がございます。これは愛媛県が発祥で、柑橘類のシトラス色にリボンを作って表現した、その輪を地域や家庭、職場等で。これ誹謗中傷等差別をなくす運動として、今全国的に各地でこのシトラスリボンプロジェクトを普及して全国で行われているので、そういったのも参考にして市としても取り上げてみてはどうかと思われま。その点についてもしご答弁があれば。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） お答えしたいと思います。

ただいまご提案といいますか事例のご紹介がありましたので、そういった良い事例があれば、市としても積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので宜しく願いしたいと思っております。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） ただいま部長、お話したとおりにお願いしたいと思います。それから、コロナハラスメント防止やメンタルヘルス対策についても、先ほどご答弁がございましたので、そのとおりにお願いしたいと思います。また学校教育の場でも、いじめについてとか誹謗中傷等について、ぜったい許さないという指導とか、正しい知識とそういったものを教えていると思っておりますので、それについてはよろしいのですけれども。この感染症には、誰もが当事者になる可能性がございますので、先ほど市として啓発活動をしていくということですので宜しく願いしたいと思っております。あとは、この個別相談のサポート体制も取り組んでいるということでしたので、それも宜しく願います。それで最後に、秋田県の誹謗中傷防止共同宣言というのがありまして、そのキャッチフ

レーズをちょっと読み上げたいと思います。これ秋田県の各団体、市町村のものも入っていると思いますけど。ノーコロナ差別。感染した方々にはやさしさを。ウイルスと闘う全ての方々に感謝をという言葉がございます。これをやっぱり皆さんで、市としても広めながら、こういった誹謗中傷とかの対策、防止に取り組んでいただければと思います。

以上でこの質問を終わります。もしこの宣言、取り組みについて、もしご答弁があれば、市長からでも部長でもいいですけれどもお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

誹謗防止、中傷防止宣言、いい言葉だなと思いますが、1点私の考え方とは、これは個人的にということですが合わないのは、ウイルスと闘うという。闘うものではなくて、もう共生していかざるを得ないということなのですね。その共生するために、ただ人の被害をできるだけ食い止めようとしているのがその医療関係従事者であって、我々は彼らに対して当然リスペクトするべきだし、それで感謝の心を持つべきだろうと思います。それにとどまらず、市役所の内部でもその感染の恐れがあるにもかかわらず、毎日毎日ごみを収集していただける方あるいは民生委員さん方も1人暮らしのご老人家庭を高齢者の家庭を、訪問はなかなかできないけれど電話をしたりといった、そういった活動が実は潟上市を支えていただいているということは、私は本当に深く感謝したいと思っています。ただ伊藤正吉議員おっしゃるとおり、この気持ちは本当に市民1人ひとりが持っていたきたいなと思っていますし、そういったものがあるから、逆に言うと行政の方が、感染者の氏名をなかなか公表に踏み切れないということもあります。実際に、25の市町村の首長と県知事さんとの懇談会の中でも実は要望等ありました。ただ、県の方もなかなかそういったこともあって、そこに踏み切れていかないということもあります。それはなぜかといえば、実はこういった誹謗中傷であるとか、心無いことを裏で言われたりということをおそれてしまっていることがあります。私たちは学校の方では、もう8月の段階で文部科学大臣の方から、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷は許さないことであることの呼びかけはもう既にされております。ですから、こういった呼びかけを我々はそれこそ素直に受け止めて、1人ひとりがやっぱりこういうことじゃないかということ、隣あるいはなかなか接触の機会はないですけれどもそういったことを言うていただく。そういったことが、最終的にはこのコロナを、ここでは闘うと書

いていますが、我々がコロナと一緒に穏やかに共生できる暮らしができるのではないかなと思っております。

ありがとうございました。

○議長（西村 武） 11番伊藤議員。

○11番（伊藤正吉） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了しました。

お諮りします。委員会審査のため、12月4日から14日までの11日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認め、12月4日から14日までの11日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程はこれですべて議了しました。よって本日はこれで散会します。

なお、12月15日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

また、明日12月4日金曜日、午前10時より予算特別委員会を開会しますので、ご参集のほど願います。

本日はどうも大変ご苦勞様でございました。終わります。

午後 2時16分 散会

